



第25回

今話題の消費税法の改正内容

小林 誉光 税制副委員長

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

平成23年6月に消費税法が改正になりました。今回は、その内容をご説明します。

1 免税事業者の適用要件が見直されました

[1] 現行の免税事業者

その課税期間の「基準期間における課税売上高」が1,000万円を超える事業者の方は、「課税事業者」となります。基準期間とは、個人事業者は「前々年」、法人は「前々事業年度」をいいます。

逆にいえば、「基準期間における課税売上高」が1,000万円以下の事業者については、その課税期間は、「免税事業者」になります。これが課税免税点制度です。

したがって、新たに法人を設立した場合において、「第一期」および「第二期」については、「基準期間の課税売上高」が存在しないため、原則として「免税事業者」になっていました。

(例外) 設立後「第一期目」および「第二期目」でも課税事業者になる場合

- ① 課税事業者を選択した事業者
- ② 資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人

※「課税事業者」とは、消費税の納税義務がある事業者をいいます。基準期間とは、個人事業者は「前々年」、法人は「前々事業年度」をいいます。

[2] 改正内容

「前事業年度の上半期(6カ月)の課税売上高」が1,000万円を超えた場合、当課税期間から「課税事業者」になります。つまり、従来は、「前々事業年度」でのみ判定すればよかったのですが、**新たに、「前事業年度の上半期」についても、課税売上高の判定をおこなう必要ができました。**

しかし、法人によっては、(前事業年度の)「上半期の課税売上高」を合理的に集計するのが難しい会社もあると思われます。そこで、「上半期の課税売上高」に代えて、「上半期の給与支払額の合計額」で判定することも認められました。

(※「給与支払額の合計額」での判定ができるのは、この前事業年度の上半期の判定に限られますので注意してください。)

[3] 開始時期

平成25年1月1日以後に開始する事業年度から適用

(6ヶ月間の判定期間は、平成24年1月1日からはじまります)

2 「95%ルール」の適用要件が見直されました。

[1] 対象となる事業者

「当課税期間の課税売上高」が5億円を超える場合

(注) この規定は、「基準期間の課税売上高」ではなく、「当課税期間の課税売上高」で判定するため、注意が必要です。

[2] 「95%ルール」とは

①大原則

消費税は、「預かった消費税」から「支払った消費税」を控除して「納付すべき消費税」を計算します。

しかし、売上の中に「非課税売上高」が存在すると、「支払った消費税」について、「全額控除」できずに「割合による控除税額の按分計算」が必要になります。**(大原則=割合で按分して控除)**

これは、消費税は「課税売上高に対応する課税仕入れ」についてのみ「仕入れ税額控除」を認めているからです。逆に言うと、「非課税売上高に対応する課税仕入れ」については、「仕入れ税額控除」を認めないのが原則です。

したがって、「課税売上高」と「非課税売上高」の両方が存在する会社は、「全体の売上高のなかにどれだけ課税売上高が含まれているか」という「課税売上割合」を用いて、「仕入れ税額控除ができる金額」を計算します。

$$\text{課税売上割合} = \text{課税売上高} \div (\text{課税売上高} + \text{非課税売上高})$$

②「95%ルール」

ただし、売上のほとんどが「課税売上高」の場合（課税売上割合95%以上の場合）には、「すべての課税仕入れ」について「仕入れ税額控除」を認めています。

これが、いわゆる「95%ルール」というものです。**(例外=全額控除)**

[3] 改正内容

上記(1)「対象となる事業者」に該当する場合には、上記②の「95%ルール」は適用できず、上記①の「大原則」で計算してください。

つまり、「当課税期間の課税売上高が5億円を超える場合」には、「支払った消費税額」の全額を控除することができなくなります。

そこで、「課税売上割合」を用いて、按分計算により「仕入れ税額控除」できる金額を算定することになります。

[4] 開始時期

平成24年4月1日以後に開始する事業年度



法人会では、会員の皆様
の声を税制に反映すべく、
活動をおこなっています。

小林 誉光 税制副委員長